

第5章 宝物の保存・活用に関する将来像

1. 将来像

三春町は、谷間に開かれた小さな城下町と農山村の両方で、桜や城館、伝統産業、寺社といった宝物を受け継いできました。地域に残る宝物は、本計画の上位計画である「第8次三春町長期計画」で掲げられている「ゆかしい（＝なつかしい、心惹かれる）」という言葉に表現されています。

宝物の保存・活用は、これまで主に所有者や行政が担ってきましたが、空家となったり解体されたりする民家が少なくなく、三春滝ザクラ子孫樹の苗木生産者は減少し、三春人形や三春駒の製作技術の安定した継承も危ぶまれており、少子高齢化や後継者不足といった課題が顕在化しつつあります。

宝物を次世代へと受け継いでいくためには、所有者や関係者だけで課題を抱え込まず、地域に暮らす一人ひとり、すなわち「地域 みんな」が、宝物の歴史的価値やそれらが失われようとしている状況に関心と危機感を持ち、支え合っていくことが欠かせません。地域社会全体で支え合う関係作りは、上位計画である「第8次三春町長期計画」と「三春町第2期教育大綱」でも重視されています。

また、「三春町第2期教育大綱」は、歴史・文化遺産の「継承・活用（＝受け継ぎ、活かす）」を基本政策として明記しています。本計画はこれに準じ、宝物を本来の価値を保ったまま未来へと「受け継ぎ」、地域の誇りや魅力として生活や産業、観光等に「活かす」ことを目指します。

さらに、現在価値付けが行われていない資料や建物、工芸品、樹木等であっても、将来的には宝物になり得る貴重な資源であるという考えから、100年後の宝物を「育む」という長期的な視点によって取組を進めます。

以上を踏まえ、三春町の宝物の保存・活用に関する将来像を以下のように設定します。

＜将来像＞ **地域 みんなで“ゆかしい”宝物を育み、受け継ぎ、活かすまち**

2. 方向性

将来像の実現に向けて、「育み、受け継ぐ」と「活かす」の2つの方向性により、宝物の保存・活用を進めることとします。

育み、受け継ぐ

- ・宝物の歴史的価値や文化的特徴を正しく理解するために、綿密な【調査・研究】を行います。
- ・宝物が長く大切に守られ、本来の価値を保ち続けるよう、適切な【保存・管理】や【防災・防犯】対策に取り組み、宝物を確実に保存します。
- ・課題を抱える所有者や関係者を支えながら、宝物を次世代へ継承する【体制構築】を行います。

活かす

- ・宝物をただ保存するだけでなく、地域の人々が身近に感じ、誇りを持って関わるができるよう、宝物の価値や魅力を【普及】し、地域の生活や産業、観光等に【活用】します。
- ・【情報発信】を強化し、町内外に向けて宝物の魅力を広めます。

「育み、受け継ぐ」は【調査・研究】、【保存・管理】、【防災・防犯】、【体制構築】、「活かす」は【普及・活用】、【情報発信】に分類し、第6章以降で課題を抽出し、方針と措置を設定します。

3. 今期の目標(将来像の実現に向けた土台づくり)

2つの方向性で宝物を保存・活用するにあたって、必要となる措置は多岐に渡り、多くの人手や労力を要します。これら全ての措置に着手し成果を上げるには、町全体で長期的な展望を共有し取組を推進する必要があるため、最初の5年間である今期は、将来像の実現に向けた土台づくりを目標とします。

土台づくりにあたって、町民を含めた関係者との協議の場を設け、計画内容を共有し、措置の主体や各々の役割を明らかにし、それらに対する意見を聴取します。協議によって取組の優先順位や進め方、現時点での実行の可・不可等について、より実態に即して内容を具体化し、措置を確実に進める基盤を整えます。協議内容は本計画の見直しの際に整理し、次期計画に反映します。

協議の場としては、まちづくり協会等を想定するとともに、第8章の関連文化財群や第9章の文化財保存活用区域の設定によって得られる関係者同士のつながりを活用します。



図 5-1：三春の宝物の保存・活用に関する将来像、方向性及び今期の目標

第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針

第5章で述べた将来像「地域みんなで“ゆかしい”宝物を育み、受け継ぎ、活かすまち」を実現するにあたり、解決すべき課題とそこから導き出される方針を、第4章までの内容に加えて、令和6（2024）年度に実施したアンケート調査及び地区ワークショップの結果等を踏まえて、以下のように抽出、設定します。

1. 「育み、受け継ぐ」に関する課題・方針

(1) 調査・研究に関する課題・方針

第4章で整理したとおり、三春町は、主に昭和31（1956）年以降、宝物の把握調査を進めています。しかし、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財）、記念物（遺跡）は調査不足、美術工芸品（考古資料、歴史資料）、記念物（名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の宝物の把握調査は未実施です。調査済みである建造物も、空家となったり解体されたりしている事例も多く、調査後に建てられた建造物は、把握されないまま将来の宝物候補が失われている可能性があります。また、町外に、田村家の墓やデコ屋敷、雪村庵等のほか、合併により分断される前は三春の文化圏内にあったと推測される宝物が所在していますが、三春町は詳しい調査を実施していません。このほか、失われていく昔の暮らしや芸能・行事・方言、開発事業に対応した埋蔵文化財等についての調査も進める必要があります。

三春町でこれまで実施してきた宝物の調査は、個別あるいは類型毎の調査が中心で、その成果は報告書や展覧会図録等にまとめられていますが、散在しており、体系的な整理が行われていません。結果として、宝物の全体像が把握しにくく、今後の保存・活用に向けた基礎資料として十分に機能していない状況です。また、記録の形態が様々で、アナログデータが多いことも、劣化や滅失のリスクにつながり、利活用が難しい原因となっています。古文書や伝統工芸品の製作技術等を、映像や画像、音声等の形で記録・保存するデジタル化を進める必要があります。

①課題

課題1) 調査・研究が不十分

美術工芸品、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の宝物、近隣市町の関連する宝物の把握調査が不足、あるいは未実施です。また、建造物のような把握調査済みの宝物であっても、最新の現況調査や詳細調査が不足しています。

課題2) 調査成果の体系的な整理・更新が不十分

宝物について、個別あるいは類型毎の調査が中心で、体系的な整理が行われていないために、調査成果が散在しています。また、アナログデータが多く、保存・活用の基礎資料として十分に機能していません。

②方針

方針1) 計画的な調査・研究の推進

美術工芸品、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の宝物、近隣市町の関連する宝物等の計画的な調査・研究を推進し、分布や現況を正確かつ網羅的に把握します。建造物についても、最新の現況調査や詳細調査を行います。

方針 2) 調査成果の体系的な整理・更新の推進

散在する調査成果を再整理し、アナログデータをデジタル化して、体系的にまとめます。

(2)保存・管理に関する課題・方針

地域や個人で所有している未指定文化財は、保存に必要な人材や予算、施設設備の不足があり、失われるリスクが高まっています。特に寺社等は、風雨や経年劣化による損壊が進んでおり、適切な保存処置が行えていない場合があります。また、三春滝ザクラの苗木や伝統工芸品の贋物や粗悪品が流通・販売される事例が確認されており、宝物の価値の低下が懸念されます。

中山家住宅は所有者が現住していますが、改築ができず公開活用も進まないため、所有者にとっても、宝物としても望ましくない状況です。中山家住宅と同じ沢石地区に所在する堂平遺跡の敷石住居跡とともに、将来的な活用に向けて、保存活用計画の作成を検討する必要があります。

宝物を適切に保存・管理するための展示・収蔵施設が不足しており、廃校舎や空いている施設、民間の建物等も含めて活用を検討する必要があります。

伝統工芸品の製作・販売や地域の伝統芸能の継承は、継承者の高齢化が進み、少子化をはじめとした社会環境の変化を背景に、若年層の参加が限られています。人口減少の影響も相まって行事の継続が困難となり、伝統工芸品の製作・販売や文化の担い手不足が顕在化し、技術の継承が危ぶまれています。加えて、伝統工芸品や伝統芸能には専門の用具や材料が必要な場合がありますが、修理費用の捻出も困難になっています。

①課題

課題 3) 宝物の価値付けが不十分

未指定文化財は、保存に必要な人材や予算等が不足しており、失われるリスクが高まっています。三春滝ザクラ等の指定等文化財や三春人形・三春駒といった伝統工芸品であっても、贋物や粗悪品の流通・販売による価値の低下が懸念されます。

課題 4) 計画的ではない保存・管理

中山家住宅や堂平遺跡といった指定等文化財の保存・活用の計画が決まっています。

課題 5) 保存・管理場所の不足

宝物を保存・管理するための施設が不足しています。

課題 6) 継承者への支援が不十分

伝統工芸品や伝統芸能、寺社の管理について、継承者や用具等の確保が困難になっています。

②方針

方針 3) 宝物の登録・認証の推進

未指定文化財の指定等、登録・認証制度を検討のうえ、推進します。また、価値の低下が懸念される三春滝ザクラの苗木や伝統工芸品については、商標登録や認証制度を検討します。

方針 4) 計画的な保存・管理

中山家住宅や堂平遺跡の保存活用計画の作成を検討します。

方針 5) 収蔵施設の確保

宝物を適切に保存・管理するため、廃校舎や未利用施設等の活用を検討します。

方針 6) 継承者への支援の強化

伝統工芸品や伝統芸能の継承者、寺社等の管理者等への支援を強化します。

(3)防災・防犯に関する課題・方針

宝物を守るためには、火災等の災害や盗難といったリスクに備えた防災・防犯対策が急務です。特に防犯について、宝物の所有者や町民の意識は高まりつつありますが、十分な対策が講じられていません。宝物の巡視や査察、消火訓練、対策施設整備等による被害の未然防止や、防災・防犯計画の作成、相互応援協定に基づく災害支援等の緊急時の対応のための仕組みづくりが必要です。そのために、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていきます。また、大規模災害の場合は、文化財防災センターなどの外部支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣）を福島県に要請します。

なお、大規模な災害の発生に対して、『第2期三春町国土強靱化地域計画』（令和7(2025)年）や『三春町地域防災計画』（令和4(2022)年修正）において、概要や応急処置を記していますが、災害発生直後と復旧のそれぞれの段階における、各組織の役割や体制、個々の宝物や時系列での対応といった具体的な計画の検討が必要です。

①課題

課題 7) 災害・犯罪への対策が不十分

宝物を火災等の災害や盗難から守るための防災・防犯対策が十分に講じられていません。また、大規模災害の発生に対して、それぞれの段階における各組織の役割や体制、宝物毎の対応、時系列での対応といった具体的な計画が整備されていません。

②方針

方針 7) 防災・防犯対策の推進

被害の未然防止や緊急時の対応のための仕組みづくりを行い、防災・防犯対策を推進します。また、大規模災害の発生に対して、それぞれの段階における各組織の役割や体制、宝物毎の対応、時系列での対応といった具体的な計画の作成を検討します。

(4)体制構築に関する課題・方針

三春町は、子どもたちが地域の歴史や文化について学ぶため、小中学校の授業で使用する副読本の作成や、学校での歴史文化の講話、歴史民俗資料館等での展示解説等を実施してきました。また、一般向けに、歴史民俗資料館が主催する講座や、各種団体の事業に出向く出前講座などを実施してきました。しかし、子どもから大人までが三春の歴史文化について理解を深め、次世代へと知識を受け継いでいくための環境はまだ十分に整っていません。学びの場を充実させるため、これまでの展示解説や出前講座等を充実させ、地域との連携による学習体制の構築、地区別の歴史学習や郷土学習を行う必要があります。それにより、三春町の歴史文化の愛好者を増やしていくことが大切です。

さらに、宝物の保存や活用を推進していくためには、専門的な知識を持った人材が欠かせません。しかし、地域に根ざして活動し、歴史や文化を紹介できる団体や研究会、観光ガイド、語り部等の育成や継承が進まず、後継者不足が深刻な課題となっています。また、文化財行政に携わる専門的な知識と経験を有する人材を計画的に雇用し、持続可能な体制を構築することが急がれます。

①課題

課題 8) 学習環境が未整備

子どもから大人まで、世代を超えて三春の歴史文化について理解を深め、次世代へと知識を受け継いでいくための環境が十分に整っていません。

課題 9) 保存・活用に関わる人材の不足

地域に根ざして活動する団体の後継者や、文化財行政に携わる人材が不足しています。

②方針

方針 8) 学校教育と生涯学習の環境整備

学校教育において、地域の歴史や文化に触れる機会の充実を図るとともに、生涯学習においても、同様の学習環境を整備します。

方針 9) 地域・行政での人材確保・育成

地域と行政が連携して、地域に根ざして活動する団体への支援や、文化財行政に携わる職員の雇用によって、人材を確保・育成し、宝物の保存・活用を持続可能にする体制を構築します。

2.「活かす」に関する課題・方針

(1)普及・活用に関する課題・方針

宝物は、資料館での展示等で公開が行われてきましたが、観光客や地域住民が身近に触れることができる機会は限られています。展示自体も、内容が固定化し、新鮮さがありません。より多くの人が目にし、理解を深められるよう、デジタル展示を含めた展示・解説の充実や企画展の開催、新規展示施設の開設等、様々な工夫が必要です。

また、町内には宝物を案内・解説するサインが少なく、町民や観光客が情報を得にくい状況にあります。保存や安全性、景観に配慮した周辺環境の整備も不十分です。

さらに、宝物は観光資源として一定の活用がされてきましたが、地域の魅力として十分に発信されているとは言いがたく、観光振興や交流の創出、地域活性化につながっていない状況です。宝物のブランディングや観光マップの作成、各種イベントの企画等、より効果的な活用の工夫が必要です。また、近代に発祥した自由民権運動は、三春町の歴史文化の1つであり記念館も設置されていますが、町内外への発信が十分とはいえません。

①課題

課題 10) 展示・公開が不十分

既存の施設で宝物の展示が行われてきましたが、内容に新鮮さがありません。宝物を身近に触れることができる機会が限られています。

課題 11) 周辺環境が未整備

町民や観光客に向けたわかりやすいサイン、駐車場、便益施設等の周辺環境の整備が不十分です。

課題 12) 観光・交流・地域活性化への活用が不十分

地域の魅力としての宝物や自由民権運動の活用が不十分で、観光や交流、地域活性化につながっていません。

②方針

方針 10) 展示・公開の充実

既存の施設での展示を充実させるとともに、これまで利用していなかった施設・設備を利用し、これまでと異なる技術や方法を活用することにより、宝物を身近に見たり、体験したりする機会の充実を図ります。

方針 11) 周辺環境の整備

宝物を保全したうえで、その魅力を引き出し、安心して訪問できるサインや、景観等に配慮した周辺環境整備について、所有者や管理団体等を支援します。

方針 12) 観光・交流・地域活性化への活用

宝物を観光や交流等と結びつけ、地域の魅力として積極的に活用することで、経済や人の流れを生み出し、地域全体の活性化につなげます。自由民権運動は、顕彰する事業を開催し、町内外での知名度の向上を図ります。

(2)情報発信に関する課題・方針

三春町は、町内外の人々に宝物の魅力や関係者の活動を伝えるため、町広報誌やホームページ、SNS等を活用し、広報や情報発信を行ってきましたが、十分ではありません。町広報誌等による情報発信は引き続き充実させていくとともに、動画やPRキャラクター、外部機関を活用する等の工夫を施し、宝物の認知度の向上を目指します。

①課題

課題 13) 広報・情報発信が不十分

宝物の魅力や関係者の活動について、町内外への広報や情報発信が不十分です。

②方針

方針 13) 広報・情報発信の充実

多様な媒体を活用して町内外への広報や情報発信を強化し、たくさんの人々に宝物の魅力や関係者の活動について周知・啓発することで、三春の歴史や文化のファンの拡大を図ります。

第7章 宝物の保存・活用に関する措置

第6章の課題・方針を踏まえ、行政あるいは官民協働で実施すべき、宝物の保存・活用の措置を設定します。

各措置については、その実効性を高めることを意図し、財源、主体、実施時期を設定し、計画期間に初めて開始する措置は「新規／継続」欄に「新規」と示します。財源は、本計画作成時点で想定されるもので、主に町費、県費、国費（文化財補助金、地域未来交付金等）とし、状況に応じてその他民間資金等を活用します¹¹。主体は以下の凡例に従って略称等で示し、行政については担当課も記載します。

表 7-1：措置の主体の凡例

略称	内容
町	三春町(行政)
担当課	生涯学習課
生	生涯学習課
総	総務課
ま	まちづくり推進課
産	産業課
建	建設課
教	教育課
団	団体(文化財保護関連団体、三春さくらの会、三春和合会、三春町商工会、みはる観光協会、三春町観光ガイドの会、三春町歴史民俗資料館友の会、生涯学習支援ボランティアの会、三春まちづくり公社等)
所	所有者(宝物の所有者、管理団体)
地	地域(まちづくり協会(地区)、町内会(行政区)等)
民	町民
◎	事務局、主催等として中心になって措置に取り組む
○	事務局、主催等に協力して措置に取り組む

1. 「育み、受け継ぐ」に関する措置

(1) 調査・研究に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
1) 計画的な調査・研究の推進	1-1	新規	未指定文化財の把握調査	町費	◎ 生	○	○	○	○					
			把握調査が不足あるいは未実施である美術工芸品、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の宝物から優先的に調査を推進します。そして、その成果を措置 3-1、3-2 につなげます。											
	1-2	新規	近現代建造物調査	町費	◎ 生		○							
			将来の宝物となる魅力的な近現代建造物の分布調査を推進するとともに、調査を行うヘリテージマネージャー等の育成を支援します。そして、その成果を措置 3-1、3-2 につなげます。											
	1-3	新規	高齢者への聞き取り調査	町費	◎ 生			○						
			昔の暮らしや芸能・行事・方言等について、地域の高齢者団体活動等の場を活用した聞き取り調査を推進します。そして、その成果を措置 8-2 や 10-3 につなげます。											

¹¹ 財源は本計画作成時点で想定されるものです。

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
1) 計画的な調査・研究の推進	1-4	継続	埋蔵文化財の詳細分布調査	町費	◎ 生		○							
			開発事業に対応するために、埋蔵文化財の分布調査や試掘調査を推進し、埋蔵文化財包蔵地台帳や地図の更新を進め、開発と文化財保護の円滑な調整を図ります。											
	1-5	新規	近隣市町村の関連文化財の把握事業	町費	◎ 生		○	○						
			近隣市町に存する三春の歴史や文化に係る資料調査を推進し、特に岩江・要田地区については、旧村役場文書等の調査も検討します。そして、その成果を措置 8-2 や 10-3 につなげます。											
2) 調査成果の体系的な整理・更新の推進	2-1	継続	既往調査記録の再整理	町費	◎ 生									
			過去に実施した調査記録を、テーマ毎の統一形式で再整理し、デジタル化することで、資料の利活用を進めます。											
	2-2	継続	行政文書の整理・デジタル化事業	町費	◎ 生総	○		○						
			歴史民俗資料館で所蔵する合併前の各町村の文書を再整理し、デジタル化を推進するとともに、現在の行政文書の管理・公開を検討します。											
	2-3	継続	資料のデジタル化推進	町費	◎ 生	○	○							
			歴史民俗資料館等の所蔵品をはじめ、町内に在する資料、さらに個人で所蔵する宝物に関する写真等をデジタル化することで、資料の利活用を進めます。											
	2-4	新規	三春の風景記録事業	町費	◎ 生			○	○					
			現在の三春町の景色を、写真や図面等で記録し、公開に向けて整理を推進します。											

(2) 保存・管理に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
3) 宝物の登録・認証の推進	3-1	継続	文化財等の指定・登録事業	町費	◎ 生	○	○	○	○					
			未指定文化財の指定・登録を推進します。											
	3-2	新規	三春の宝物登録・認証制度の検討	町費	◎ 生	○	○	○						
			未指定文化財の中で一定の価値が認められる宝物を保護するため、登録・認証制度を創設します。											
	3-3	新規	三春の宝物商標登録の検討	町費	◎ 生産	○	○							
			個別の宝物の商標登録を検討します。											
4) 計画的な保存・管理	4-1	新規	中山家住宅の保存・活用の検討	国費 町費	◎ 生		○	○						
			中山家住宅(国指定)の保存・活用について検討し、具体化を目指します。											
	4-2	新規	堂平遺跡復元整備の検討	町費	◎ 生			○						
			堂平遺跡(町指定)の敷石住居跡の復元・整備について検討し、計画を立案します。											
5) 収蔵施設の確保	5-1	新規	資料館等施設改修の検討	町費	◎ 生									
			既存施設での展示・収蔵方法や改修について検討します。											

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
5) 収蔵施設の確保	5-2	新規	公共施設等利活用の検討	町費	◎ 生			○						
			今後発生する廃校舎等公共施設や、空家等利用されていない建築物について、展示・収蔵施設としての利活用を検討し、他部署等と調整を図ります。											
6) 継承者への支援の強化	6-1	継続	文化財保護関連団体育成事業	町費	◎ 生	○	○	○						
			文化財保護関連団体への育成交付金を継続し、内容の充実を検討します。											
	6-2	継続	指定等文化財修理支援事業	国費 町費	○ 生	◎	◎							
			指定等文化財やその用具の修理について支援し、新たに登録・認証された宝物への助成を検討します。											
	6-3	新規	伝統工芸品製作技術継承事業	町費	◎ 生		○							
			三春駒や三春人形の製作技術を記録し、歴史民俗資料館蔵の関連資料の整理・デジタル化を推進するとともに、継承者の支援や助成を検討します。											

(3) 防災・防犯に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
7) 防災・防犯対策の推進	7-1	継続	町内文化財巡視事業	町費	◎ 生		○							
			福島県の文化財パトロール事業に加え、町内の宝物を計画的に巡視します。											
	7-2	継続	文化財防火事業	町費	◎ 生		○	○	○					
			宝物にかかる防火査察や消火訓練の実施を支援します。											
	7-3	新規	文化財防災・防犯対策支援事業	町費	◎ 生		○	○	○					
			宝物の防災・防犯計画の作成を支援し、対策設備整備に対する支援を検討します。											
	7-4	継続	福島県相互応援協定事業	町費	◎ 生		○							
			福島県の相互応援協定に基づき、県内市町村間で災害時、相互に支援します。											

(4) 体制構築に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
8) 学校教育と生涯学習の環境整備	8-1	継続	展示解説・出前講座事業	町費	◎ 生	○		○						
			学校や各種団体を歴史民俗資料館等へ受け入れて解説等を行うとともに、学校や各種団体へ出向いて講座等を実施します。											
	8-2	新規	地域学習の推進	町費	◎ 生			○						
			地域と学校の連携による地域ぐるみの学習体制を構築し、地域の歴史や文化について学ぶ機会の充実を図り、体験学習を推進します。											

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
9) 地域・行政での人材確保・育成	9-1	新規	文化財保護地域団体事業	町費	○生	○		◎						
			地域の歴史文化を保存・活用する「文化財保護地域団体」や、それらの連絡・調整をする組織の設立・運営を支援します。											
	9-2	新規	三春の宝物研究・愛好会団体支援事業	町費	○生	◎			○					
			郷土史研究会・愛好会等の創設及び運営を支援します。											
	9-3	継続	三春の宝物ガイド支援事業	町費	○生産	◎								
			宝物を案内するガイドの学習や組織の運営を支援します。											
9-4	新規	新規	文化財関連職員雇用・育成事業	町費	◎生総									
			人事管理に基づき、専門知識を有する職員の雇用及び継続的な配置と職員の資質向上を図ります。あわせて資料調査員を育成し、業務に活用します。											

2. 「活かす」に関する措置

(1) 普及・活用に関する措置

対応する方針	番号	新規/継続	名称	主な財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
10) 展示・公開の充実	10-1	継続	デジタルミュージアムの推進	国費 町費	◎生									
			歴史民俗資料館等での展示・解説のデジタル化や環境整備を推進します。											
	10-2	継続	常設・企画・特別展事業	町費	◎生									
			歴史民俗資料館等での常設展示の充実を図り、時季にあわせた魅力的な企画・特別展を開催します。											
	10-3	新規	地域の歴史文化紹介事業	町費	◎生		○	○						
			地区毎の歴史文化を総合的に調査し、その成果を企画展や展示解説図録として順次公開します。											
11) 周辺環境の整備	10-4	新規	まるごとミュージアムの推進	町費	◎生		○	○	○					
			町全体が宝物について知ることのできるミュージアムとしての役割を持つよう、既存の展示施設以外での展示・公開を検討します。											
	11-1	継続	文化財サイン整備事業	町費	◎生		○		○					
12) 観光・交流・地域活性化への活用	11-2	新規	文化財周辺環境整備事業	町費	○生		◎	○						
			所有者等が行う宝物周辺の駐車場や便益施設の整備を支援します。											
12-1	継続	継続	三春の宝物ブランディング事業	町費	○産	◎	○	○						
			宝物のコンセプトやストーリーを明確にし、三春のブランディングを図ります。											

対応する 方針	番号	新規/ 継続	名称	主な 財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
12)観光・ 交流・地域 活性化への 活用	12-2	継続	観光マップ・冊子作成事業	県費 町費	◎ 産	○								
			観光客向けの案内図や冊子の作成を検討します。											
	12-3	継続	観光プランニング事業	県費 町費	○ 産	◎	○	○						
			宝物を巡る観光コースや体験、イベント等を企画・検討します。											
	12-4	継続	自由民権運動顕彰事業	町費	◎ 生									
			河野広中をはじめとした自由民権運動家について、自由民権記念館での展示や出版、イベント等で顕彰し、関係団体等と交流を推進します。											

(2)情報発信に関する措置

対応する 方針	番号	新規/ 継続	名称	主な 財源	主体					実施時期				
					町	団	所	地	民	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
13)広報・ 情報発信 の充実	13-1	継続	情報発信の推進	町費	◎ 生総	○								
			町広報誌やホームページ、SNS 等を利用した情報発信の充実を図り、伝統芸能や行事の開催等タイムリーな発信に努めます。											
	13-2	継続	歴史文化紹介動画制作事業	町費	◎ 生	○								
			三春の歴史文化を紹介する動画の制作と公開を推進します。											
	13-3	継続	PR キャラクター活用事業	町費 県費	◎ 生総	○								
			歴史上の偉人などをモデルにしたキャラクターを使った情報発信を推進します。											
	13-4	継続	情報発信連携事業	町費	◎ 生総	○								
			外部の機関や団体と連携した情報発信を推進します。											